

第4号議案

平成18年度（福）ふじみ野福祉社会事業計画

介護保険制度が創設されて6年が経過し、昨年の改正で施設利用者の光熱費を含む居住費や食事費の利用者自己負担が増え、施設側は減収の改正になりました。4月からは介護保険法の改正に伴い、新たなサービスが開始されます。要介護区分の変更により要支援及び介護度1、2の方は、デイサービス及びホームヘルパー利用回数が減少する可能性があります。効率的な施設運営と質の高いサービス提供の確保に努め、開所4年目になる当施設のサービス提供について、利用者、利用者のご家族及びオンブズマン等の意見を徴収し、初心に振り返り個々の利用者に対応したサービス向上へ努めます。

管理課

1 事務の効率化

- (1) 介護保険の改正に伴って、コンピューターネットワークを有効に利用した介護報酬事務と会計事務の効率化に努め、埼玉りそな銀行のパソコンによる資金管理サービスが軌道に乗り、事務の効率化及び迅速な事務処理、安定した経理を行えることを目指します。また、新しい利用者等のご協力を得て、利用料徴収業務を振込料の安い郵便局の活用を一層促進していきます。
- (2) 会議・委員会を毎月開催し、職員の連携を密にし、サービスの向上に努めます。委員会の運営は職員の自主性を活かせる運営に努めます
定例会議、委員会は次の通り
定例会議 → 課長会議、主任会議、リーダー会議、フロアー会議、デイフロアー会議
委員会 → 安全、食事、入浴、排泄、整容、広報、防災
- (3) イン트라ネットを活用し、定例会議、行事、報告関係等を職員が入力し、また直接見ること、他職種、他課との連携を深め、サービスの向上に役立てるようにします。
- (4) 職員の自己啓発を促し、サービスの目標を管理職、職員が共通の認識で達成していくために、自己申告による業務評価システムを今年度は復活させていただきます。

2 施設管理の効率化

開所4年目を迎え、施設・設備等の補修箇所が目立って来ている。建物管理、保守点検は業者に委託していますが、年次計画に基づき定期点検整備を実施し、建物管理者、保守点検責任者、車輛管理者を配置して、建物のメンテナンスの実施体制及び緊急の体制を整備します。

責任者は業者による定期点検に踏まえて、定期的に施設内を巡回点検し、効率的な修繕等を行い、設備等の劣化を防ぎ、清潔な環境を維持するために、一層日常清掃、施設設備、車

輦の点検に注意していきます。

3 職員研修の充実・地域交流

- (1) 平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、職員の資質の向上に資するため、情報収集はもちろん研修強化に努めていきます。施設外研修については、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、研修結果については、施設内に周知徹底し、職員の資質向上に努めます。施設内研修についても、引き続き重点を置き、研修担当チームを中心に計画を立て、職員の自主研修の向上に努めます。
- (2) 納涼祭、地域の運動会、文化祭等の行事を通じて地域住民との交流を深めると共に、改正介護保険の説明会等の開催を通して、地域に愛され、開かれた施設を目指します。
- (3) 積極的にボランティア協力に努め、利用者の生活の質の向上に努めます。

4 防災対策の強化

利用者の生命と身体の安全を優先に、防災対策に最善を尽くします。本年は特に職員が手薄になる時間帯の不測の事態発生に迅速かつ適正に対応できるような避難訓練の強化を図っていきます。引き続き毎月、避難訓練及び夜間訓練、応急訓練の充実を図っていきます。また、災害対応力の強化推進として、地元地域と災害時相互援助協定に基づいて内容の充実に努めます。

防災訓練予定表

NO	訓練日	訓練予定	訓練目的
1	4月20日	夜間訓練	非常通報・避難誘導等
2	5月26日	消火訓練	消火器
3	6月20日	消火・避難・通報訓練	初期消火・避難誘導等
4	7月18日	応急救護訓練	心肺蘇生法
5	8月24日	机上訓練	初期消火・避難誘導等
6	9月28日	消火・避難・通報訓練	非常通報・避難誘導等
7	10月23日	応急救護訓練	三角巾、包帯使用法
8	11月15日	消火訓練	消火散水栓
9	12月8日	応急救護訓練	異物除去法
10	1月23日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
11	2月22日	安全防護訓練	防火戸、避難誘導等
12	3月26日	総合訓練	消火、誘導、非常通報等

5 安全衛生活動の推進

職員の定期健康診断の実施、健康障害の防止、労働災害防止などについて、施設内の環境

を点検し、職員の健康的な職場環境を作り、健康の保守増進を図ります。点検したものを安全委員会で検証し、安全衛生に関する啓発活動を推進します。

6 相談・苦情の対応

当施設のサービス内容に関する相談・苦情について引き続きオンブズマンによる苦情相談日を原則毎月第2木曜日（PM2：00～4：00）に行い、利用者の権利擁護を中心に施設運営へ助言、指導を頂き、生活の質の向上を図ります。

利用者の家族等に対するアンケート等を実施し、苦情に上がる前段階の発見に努め速やかに協議改善に取り組みます。また、苦情箱を設置し、苦情処理担当者を中心に迅速な対応、解決に取り組みます。

7 情報公開

- （1） 事業計画、事業報告書の情報公開を施設窓口で行うほか、個人情報の擁護を図りながら、個別のサービス記録も関係者に閲覧できるようにします。
- （2） 施設ホームページを利用して、利用者、ご家族、関係機関への情報提供を行っていきます。
- （3） 施設内での行事、報告等の情報が分かる広報誌を引き続き発行し、利用者の家族及び地域社会に対しても情報提供の充実を行っていきます。

生活課

介護保険制度における介護とは相手との契約によって成り立ちます。そのため、開設当初より介護、看護、リハビリや相談をする際に1つの援助に1つの声かけを基本とし、本人に意思確認をしながら様々な援助をしてきました。が、その行為を怠ってしまうと誤解を招き、信頼関係さえも崩れてしまいます。そのようなことが無いよう、また、より個別ケアが充実していくために説明と同意（インフォームドコンセント）をキーワードに今年度は下記の事業を実施していきたいと考えています。

介護・看護・リハビリ・相談共通目標

提供するサービスの基本方針に添って、次の目標を実現します。

- 1 利用者の方々の意思、家族の思いの確認と生活の観察を通して必要な支援を行い、その変化を評価しながら再援助計画と実践を重ねていきます。
- 2 利用者の方々と職員の健康管理を医師、看護師を中心に行い、健康な生活環境を作ります。
- 3 利用者同士の交流の促進を配慮して、利用者の生活の張りとなるクラブ活動やアクティビティを積極的に行います。
- 4 2・3 階各階でミーティングを行い、介護職員の意思疎通や利用者の把握状況の統一を図る

だけでなく、看護職員、生活相談員、訓練指導員も参加し職種間の意思統一を図ります。

介護

1 サービスの見直し・充実から余暇支援（アクティビティ）の導入へ

サービス提供のあらゆる場面、3大介護（食事、入浴、排泄）、安全、整容、広報活動について、各委員会等を通して見直しを行い、日常生活の場において利用者満足度が高く効率的なサービス提供を心がけ、余暇支援が充実するようにします。

利用者の意志の尊重を目標に、個別ケア（選択が出来る多種多様な趣味活動）、また利用者同士の交流を考え、活動から生活意欲が生じ個々のニーズに応えられ、その人なりの生活感が持てるように余暇支援をしていきます。取り組みとして、2階、3階の6ユニットにて6つの余暇活動を検討して週間プログラムを作成し、利用者へ周知や声かけやプログラムをユニット内へ掲示することで、ニーズに合った参加が出来るように計画をします。

2 生きたケアプランの作成から利用者、ケース担当の信頼関係の築きへ

個別サービスを充実させるために、利用者、ご家族の意見を反映させたケアプランを利用者担当、介護支援専門員を中心に作成、ケースカンファレンスを開催し、計画したケアプランに沿ってサービスを提供していきます。今年度は、ケアプランの提供の確認事項として、2週間毎にケース担当者により記入される観察記録を生かし、プラン作成時にはそれらを評価し、個々に合ったプランを作成出来るようにしていきます。

3 親しみのある居住空間（プライベートスペース、セミパブリックスペース）の環境作りへ

日常生活の中で、1人ひとりの個室空間での生活作りに取り組み、またプライバシーが保てる環境作りをしていきます。親しみのある装飾品や居室に配置が出来る家具、なじみ品等の持込により生活感を出し、メリットとして居室への理解が深まることにより、居住空間（プライベートスペース）で過ごす時間、リビング（セミパブリックスペース）で過ごす時間と個々に合う生活リズムを広げていきます。またユニット固定でのユニットリーダーを中心に介護だけでなく生活感がある環境作りが行えるように計画(ユニット経費の活用)をします。

4 委員会活動

(1) 食事委員会

・五感で楽しめる食事

「目で見て、食事の雰囲気を感じ、香りを楽しみ、舌で味わい、適温で提供」を行います。

・食事準備

開設当初より栄養課と共同実施していた食事の盛付け、配膳、介助の方法を検討し、利用者に適温で食事を提供できるようにします。

- ・おやつバイキング

食事については選択食を実施しているので、今年度においてはおやつバイキングを企画します。

(2) 入浴委員会

- ・安楽な入浴

個別ケアを目標に状況、状態に合わせた入浴を行い、安全、楽しみの入浴より個々に合う入浴時間の提供をしていきます。また入浴業務が効率良く出来ているか定期的に見直しをしていきます。その一環で昔馴染みの入浴への取り組みとしてできるだけひのき浴（一般家庭浴槽）で入浴ができるようにサービス技術の向上を図り、楽しい入浴サービスを提供します。

- ・変わり湯

菖蒲湯、ゆず湯等の季節感がある入浴をしていき、今年度は上がり湯にオイル等の使用を検討し入浴感を含めて楽しめる入浴（浴室内での音楽機器の導入）実施をしていきます。

(3) 排泄委員会

- ・羞恥心への配慮

羞恥心への配慮を最重要課題とし、その付帯効果として精神的、身体的負担の軽減に努めた個別排泄ケアの実践をしていきます。紙おむつ業者のアドバイザーと協力しながら従来の方法とは異なる方法で排泄パターンを把握し、利用者個々にあった排泄介助を実施し、また、品質の高い紙おむつを使用することにより、臀部の状態の改善及び快適な生活をと考えています。その結果、排泄ケアを効率的に行いゆとりある時間が生じ、今まで以上に利用者に接する時間が増えること、個別ケアを進めていく上での動機付けが期待できます。

(4) 安全委員会

- ・身体拘束ゼロの継続

前年度より身体拘束ゼロへ取り組み、後期より日常生活におけるワーカーから利用者への声掛けを見直し（場面を想定）取り組んできました。今年度も利用者の個々の尊重を目標に安全、安心に過ごせる活動をしていきます。

- ・ヒヤリハット報告からセーフティマネージメントへ

ヒヤリハット報告の内容を検証し同じ事故を繰り返さないことを目標に報告書を有効活用し、日々の業務の中で予測される事故を未然に回避出来るように検討をしてセーフティマネージメントに取り組んでいきます。

- ・安全、安心に過ごせる環境整備

生活の移動手段の車椅子、椅子の定期的な点検をする他、センサークッション、離床センサー使用者への安全を考え、状況に応じて見直しをします。

(5) 整容委員会

- ・安全、安心に過ごせる居住空間

リネン交換(両側フックシート)を導入し短縮された時間を個室空間の環境整備として有効活用し生活感、清潔ある生活援助をします。

- ・リネン交換(マットレス、布団、リネン類)を週単位、月単位、年間単位として考え、利用者の状況、四季にあった温度調整をします。

(6) 広報委員会

- ・広報誌の作成

3 ヶ月に 1 度の広報誌を作成し利用者家族はもとより地域に配布し、むさしのの事業をより理解していただきます。

- ・定例広報誌の他、ユニットアクティビティの週間、月間カレンダーを作成し活動日や活動内容を利用者に分かりやすいように掲示します。

5 定例行事等

昨年同様、施設全体で一緒に行う行事は納涼祭、敬老会、新年会とし、それ以外はユニット単位で計画し、より利用者に密着した行事等を行っていきます。

○ 行事

月	行事	実施時期
4 月	お花見	開花の頃
5 月	端午の節句 菖蒲湯	5 月 5 日 5 月 4 日～6 日
6 月	ミニ運動会	6 月 5 日
7 月	七夕 納涼祭	7 月 7 日 7 月 29 日
9 月	敬老会	9 月 16 日
10 月	日帰り旅行	10 月～11 月
12 月	冬至 もちつき大会 クリスマス会	12 月 21 日～23 日 12 月 16 日 12 月 25 日
1 月	初詣 新年会	1 月 4 日～12 日 1 月 13 日

2 月	節分	2 月 3 日
3 月	ひな祭り	3 月 3 日

○ ユニット外出

月に 1 度、ユニット毎の外出（例えば、コンビニへの買物、ファミリーレストランへの外食、喫茶店等）を利用者の希望を募り実施します。

看護

利用者の健康管理を通して疾病の予防、早期発見、早期治療及び介護職員の医療的知識の向上に努めます。

1 健康観察

健康状態を把握し、健康維持を図るとともに障害や疾病の悪化を未然に防ぎ、心身ともに安定した生活が送れるように支援します。

2 健康診断

一年を通じ定期的に健康診断を計画、実施しそのデータに基づいて適切な助言をし、健康状態を把握します。

3 協力病院との連携

協力病院との連携を図り、疾病の早期治療を行います。

4 介護職員の医療的知識の向上

一年を通じて計画的に医務的知識の向上が図れるよう内・外部研修を行います。

5 職員健康管理

施設衛生管理者と産業医の連絡を密にし、健康管理の徹底、特に感染症予防の対策については、細心の注意を講じます。

リハビリ

1 機能訓練

医師の指示の下に行う、医療的なリハビリテーションとしての機能訓練、利用者個々の生活環境・身体機能を再度見直し、機能訓練が生活の場で活かされるための訓練を提供します。

主な訓練として、現状を維持するための関節可動域訓練に重点を置き、その他、生活に密着した動作の訓練は訓練室のみならず、居室・フロア・トイレ・風呂等でも行う。咀嚼・嚥下のための訓練も行い、誤嚥防止に努める。物理療法・マッサージを有効に使い利用者が機能訓練を進んで行えるようにします。

2 作業療法

個別の行動・動作を観察し、訓練次第ではできるような事を目標にして簡単で楽しめるような訓練や、自助具の選択・訓練を行います。集団で行う訓練として、棒体操・音楽療法・アロママッサージ等、ユニットごとに楽しみながら行える訓練を行います。

3 動作介助

利用者個々の身体状況変化による介助方法の変更を、利用者本人と介護者と話し合いながら個々の利用者に対し統一した介助ができるように職員やご家族へ実践の中で指導します。また、比較的变化のない利用者の介助についてもモニタリングを行っていきます。

4 アクティビティ

利用者個々の趣味活動が「やりたい時に、やりたい事を」を基本とし、提供できるよう環境作りに努めます。

相談

1 契約に基づく相談援助

介護保険制度における契約制度の特徴を活かせるように、利用者、ご家族の立場に立った相談援助を行い、サービス提供に役立てます。介護保険法改正に伴い、契約内容に変更がある場合は速やかに書面を以って説明することとし、同意を得られるようにします。

2 入所相談及び退所時支援

(1) 入所相談

入所説明時には入所申込書を受け取るだけでなく、重要事項説明書を用い詳細まで説明することを心掛け、また在宅や病院にて特別養護老人ホームの入所を待つ以外の方法はないか等、ご本人やご家族の状況をお聞きしながら相談を受けます。また希望者には施設内を案内し、納得された上での申し込み、入所をしていただけるようにします。

既に申し込まれている方の状況変更などは、受付け次第速やかにイントラネット上の判定会議申し込み名簿に反映することとし、入所受付担当間での周知を図ります。

(2) 退所時支援

過去の経験を踏まえ、生存退所（長期入院や在宅復帰）を円滑に支援できるよう必要な情報提供をします。

3 マンパワーの育成

実習生、ボランティアの受け入れを積極的に行い、マンパワーの育成及び職員の資質向上に努めます。

(1) 実習生受け入れ

受け入れ元の機関、学校関係者との連携を密にし、円滑に実習が行えるよう配慮します。実習中適切に指導が行えるように実習生対応のマニュアルに沿うこととし、実習記録についてもそれぞれの担当ワーカーに返信の指導内容に偏りがなく共通の認識がもてるように働きかけていきます。また、開設 3 年を経過したことにより介護福祉士の実習施設の審査基準をクリアするため、積極的に実習生を受け入れていきます。

(2) ボランティアによるクラブ活動

利用者のニーズを把握し、生活の質の向上を目指し、生きがい作りを支援します。ボランティアとの連携を密にし、活動内容の充実を図ります。

本年度は以下の活動内容を中心に計画立案しますが、利用者のニーズやボランティアの受け入れ状況により随時変更を加えていくこととします。

- ・カラオケクラブ【第 1 金曜日】
- ・音楽クラブ（ピアノ・詩吟）【第 2,4 金曜日】
- ・茶道クラブ【月 1 回木曜日】
- ・書道クラブ【毎週水曜日】
- ・富士見市人材バンクによるボランティア（エレキギター、ハーモニカなど）【不定期】
- ・民謡クラブ【不定期】

4 要望及び苦情を提案に

利用者懇談会、家族懇談会、法人設置の苦情解決制度や第三者委員（オンブズマン）による相談日の周知をはかり、利用者やご家族の方の苦情や要望を汲み取り、日々のサービス提供に役立てます。

- (1) 利用者懇談会 ユニットごと及びフロアーごとに 2 ヶ月に 1 回
- (2) 家族懇談会 年 2 回
- (3) 苦情解決制度の利用 随時
- (4) オンブズマンによる相談 毎月第 2 木曜 午後 2 時から午後 4 時

5 日用品の取り揃え

利用者の希望する日用品及び不足品については、家族対応の場合は依頼カードを使用し郵送や電話連絡、また電子メールなどを利用し速やかに対応します。また施設対応の場合には業者連絡とし、利用者によって依頼頻度・金額に偏りがないように記録し、それを随時開示・報告できるようにしていきます。

ショートステイむさしの

この事業は介護者の負担を軽減し、在宅生活が維持できるように特別養護老人ホームむさしのの日課に準じて利用していただきます。

1 介入、面接

事業所のケアマネージャーからの提供情報や初回面接により、ワーカー、看護職員、栄養士等に適切な情報を提供します。

初回利用の方に関しては、血液検査や感染症のデータの提供を求めている、安全に利用していただけるようにします。

重要事項説明書や契約書、荷物チェック表等の詳細な説明を通し、ご家族に納得して頂いた上で利用していただけるよう配慮します。

処遇困難なケースであっても、門前払いせず面接(場合によっては看護職員や介護担当、リハビリ担当に同席依頼)を行い、1泊～2泊の短期間の入所を通し、以降の受け入れを検討することとします。

2 ケアプランの作成

3日以上滞在する利用者に対してはケアプランを作成し、利用時毎にご家族に提出・同意を得ることとします。

3 入退所時間

原則として午前10時00分から午後4時00分

4 送迎の利用

現在富士見市全域、志木市・川越市・ふじみ野市の一部において送迎を実施しております。今後も可能な範囲内での送迎を実施していきます。

5 行事等への参加

(1) 利用者の希望と健康状態に応じて、行事、クラブ活動、レクリエーションに参加できます。

(2) 機能訓練は、居宅サービス計画等の指示に沿ってできる範囲で行います。

6 ご家族・ケアマネージャーへの情報提供

ご家族には毎利用時介護明細を通し、ケアマネージャーには依頼時事業所専用紙を用い、利用者の利用中の記録・様子・問題点等の情報提供をしていきます。

7 緊急ショートステイ依頼

冠婚葬祭などによる緊急入所依頼について可能な範囲で受け入れていくこととします。また、その際も感染症の有無等の確認は怠らないこととします。

地域課

デイサービスセンター

平成18年4月から介護保険法の改正に伴い新たなシステムでサービスが開始されます。特に通所介護事業では大きな変革期を迎え、早期に既存のサービス体制を見直し、介護予防サービス等を導入していくことが求められています。今年度は施設におけるサービス提供の基本方針をふまえて、社会的な変革を積極的・有効的に取り入れ、事業の活発化を図ります。

本年度の目標と内容

- 1 介護予防サービス（選択的サービス）提供の体制づくりを進めます。
 - (1) 職員の介護予防に関わる専門資格の取得を奨励します。
 - (2) 介護予防給付対象の利用者がいない当初は、経過措置の利用者等を対象にレクリエーションの時間に予防的な体操や運動を試行的に組み入れ、今後へのステップとします。
 - (3) 介護予防サービス（選択的サービス）は以下2項目を提供する予定ですが、内容についてはさらに今後検討し、対象の利用者には個別計画を作成、適切なサービスが実施できるように図ります。
 - ①運動器の機能向上
 - ・利用者の持っている能力を生かし高める予防的な体操や運動（セラバンド体操、ソフトジム、ペットボトル体操等）
 - ・利用者のニーズに合わせた機能訓練やアクティビティの実施
 - ②口腔機能向上
 - ・口腔体操、口腔ケアの実施
 - ・専門家（歯科医や歯科衛生士）による指導の導入を考える。
 - (4) リハ室や和室を有効活用できるように、利用方法やサービス内容について試行錯誤を繰り返し、必要な用具も徐々に整備していきます。
 - (5) 利用者が新しいサービスに主体的に取り組み、生活面でのプラスや新しい目標や意欲につながるような援助を心がけます。
 - (6) 職員一人ひとりが自覚して取り組むために、新システムや新サービスの情報等を共有し、研修に努めサービス提供に反映できるようにしていきます。
- 2 日常のサービス（共通的サービス）の個別化を継続し、サービスの質向上に努めます。
 - (1) 居宅サービス計画書に沿って利用者一人ひとりの個性や気持ちを考慮した通所介護計画書を作成し個別のサービスを提供します。またサービスの評価や見直しをこまめに行います。
 - (2) 今年度は健康づくりを主眼に、レクリエーションの内容などを工夫し、それぞれの利用者が活気ある生活が送れるように努めます。
 - (3) 高齢者や認知症・知的障害のある利用者も、ともに生き生きと活動し交流していただけるような環境づくりと援助を心がけます。

- (4) 今年度は新たなサービス導入予定のため、利用者が健康上安心して活動できるよう看護との連携を強化します。

＜日常のサービス＞

健康管理	・活動開始前にバイタル測定、心身の健康状態の把握と確認。 ・必要時は薬の管理や服用の介助をする。
日常動作訓練	・在宅での生活を維持向上させるため、必要な機能を十分に活用する。また趣味活動を通し、個々に適した動作訓練を行う。
食 事	・昼食（選択食）は各利用者の好みやＡＤＬ状況を考慮したおいしい真空調理を提供し、必要な場合は介助をする。 - また主な行事では季節感を取り入れた行事食を提供する。 ・食後は全員口腔ケア(歯磨き・うがい)を実施、介助する。
入 浴	・身体の清潔を保ち心理的にもリラックスできる時間として大切に考え、利用者の状況に応じた入浴を提供する。 ・同性介助を徹底し、入浴中の体調変化に留意、皮膚状態の確認等も行う。
排 泄	・利用者それぞれの排泄リズムを大切に、個々の状況に応じた誘導や介助を行う。 ・プライバシーへの配慮を、さらに深めていく。
送 迎	・利用者が安心して乗車できる運転を心がけ、楽しい会話や雰囲気作りに配慮する。 ・ワゴン車には必ず職員が添乗し、安全の確保をする。 ・送迎時の家族とのコミュニケーションを大事にしていく。

- 3 趣味活動の多様化やレクリエーションの質向上を図り、利用者個々に適切なサービスが提供できるように努めます。

- (1) アンケートや懇談会、また個々のコミュニケーションを通して利用者の趣味や興味または希望を把握し、自主性を尊重します。

- (2) 多種多様なレクリエーションや作業プログラムを準備し、利用者一人ひとりの意欲を高めます。

- ・米作りや野菜作り、花栽培を行い、水やりや草取りなどの世話、収穫、観察にできる限り多くの利用者に関わってもらえるように援助する。
- ・今年度は全体的に機能向上を視点に、軽いスポーツやゲーム・体操、ダンスなど、体を動かす活動的なプログラムを多く提供する。また歌を歌う、楽器を演奏するなどグループ活動も有効に取り入れる。
- ・利用者にとって懐かしい昔のものを素材として取り入れ、心身の活性化に活用する。(昔のよい香り、紙芝居、映画・写真など)

・演芸ボランティア（太鼓、踊りなど）、利用者の話やゲーム相手のボランティアを定期的に受け入れる事を検討していく。

（３）休養や何もしないことも個々の主体的な活動と考えて尊重し、リラクゼーションの時間には雰囲気作りを心がけます。

（４）楽しさと同時に安全性を常に考えます。

４ 相談業務の強化を図ります。

（１）家族との報告・連絡・相談を密にして利用者に関する情報を共有します。

（家族懇談会の実施、デイ便りの発行、随時事務連絡配布、連絡帳の活用）

（２）各事業所や関係機関との連絡・調整をこまめに行い、信頼関係を深めます。

（３）利用者の確保に努めます。

（４）利用者との面談を通して、利用者の気持ちの把握や対応に努めます。

（５）要望や苦情には迅速かつ誠意ある対応を心がけます。

５ 行事や誕生会を充実させます。

（１）毎月、季節感あふれる楽しい行事を実施します。

【年間行事計画】

月	行事名	内容・目的
４月	お花見外出	・びん沼周辺を散策しながら桜を観賞し、春の訪れを楽しむ
５月	蓬団子作り 菖蒲湯	・蓬を摘み、みんなで団子を作り季節を感じる ・昔ながらの風習を楽しむ。
６月	外出	・季節の花々を楽しむ。 せせらぎ菖蒲園、難波田城公園
７月	七夕	・短冊に願いを書き、笹飾りを作る
８月	納涼祭 そうめん流し	・施設納涼祭に参加し手作り品展示や販売を行う。 ・夏の暑さをそうめん流しで涼む。
９月	祝長寿の会 お好み焼き作り	・長寿を祝い、職員による演芸や出し物を披露、行事食で楽しむ
１０月	外食ツアー 買物ツアー	・外出して気分転換、食事や買い物を楽しむ。
１１月	焼き芋会 スイートポテト作り	・種子島の珍しいお芋で焼き芋をして秋を楽しむ。 ・みんなでおやつ作りをする。
１２月	クリスマス会	・ツリーを飾り、職員の演奏を楽しむ。

	もちつき会	家族を交えて年末行事を行う。
1 月	初詣(新年会)	・喜多院への初詣外出と行事食で新年を祝う。
2 月	節分 映画鑑賞会	・豆まきやゲームで楽しみながら、厄を祓う。 ・利用者の希望する作品を鑑賞する。
3 月	ひな祭り 作品展	・雛人形を飾り、節句を祝う ・地区の作品展に参加し、交流を深める。

(2) 利用者それぞれの誕生会を、誕生日に近い利用日に実施します。誕生カードとケーキで家庭的な雰囲気の中、みんなで温かくお祝いをします。

(3) 家族参加での遠足や動物との交流も今後検討します。

6 安全で安心して過ごせる環境作りをします。

(1) くつろぎの空間確保に努めます。

(談話・ゲームコーナー、図書コーナー、日光浴コーナーの継続)

(2) 利用者の安全を確保するため、適宜業務マニュアルの見直しを行い改善をします。

(3) ヒヤリハットや事故に注意し、起きた場合は速やかに報告、再発防止対策を検討し周知徹底します。

(4) 施設内の清掃をこまめに実施して清潔を保ち、感染予防のため手洗いや消毒を徹底します

(5) 防災や緊急時の対応強化のため、研修や訓練に積極的に参加します。

7 特養との利用者相互乗り入れを見直し、双方の利用者にとって有効的な活用や連携を考えます。

(1) 検討を重ね、現状よりも幅広く特養利用者にデイサービスで楽しく活動してもらえるようにします。

(2) 受け入れに当たっては、現在のデイサービス利用者へのサービスが低下しないように、また生活リズムや雰囲気を大きく変えないよう考慮します。

(3) 特養のクラブ活動への積極的な参加を進め、時には行事への相互参加、協同開催を考えます。

(4) デイ利用とショート利用を併用している利用者についての情報交換や報告・連絡・相談をさらに密にし、サービスを提供する上でも連携していきます。

8 委員会活動への参加に努めます。

(1) 垣根なく部署ごとの意見を交換し、活動できる体制作りに努めます。

(2) 各課共通の問題についての意見交換や統一の場として活用します。

9 職員の育成・資質の向上に努めます。

- (1) 接遇マナーの向上、および介護の専門知識や技術を高めるため、職員一人ひとりが日々職務に従事する中で切磋琢磨していきます。
- (2) 職場内の研修や外部研修への積極的な参加、他施設の見学等の機会を多く設け、視野を広げ新しい発想や活力を育てるようにします。
- (3) それぞれがレクリエーション援助の技能を高めたり、多種多様な作業の指導や援助ができる力を培います。また利用者の気持ちを引き出し、常に新鮮な楽しみを提供できるように努めます。
- (4) 心を込めてサービスにあたります。

10 ボランティア活動、体験学習、実習生を積極的に受け入れます。

- (1) 地域より作業、手芸、その他の趣味活動指導のボランティアを募ります。
- (2) 実習生などを指導することにより、職員の業務に対する意識の高揚を図ります。

11 地域との関わりを深めます。

- (1) 地区の皆さんを納涼祭や大きな行事へ招待したり、ボランティアで協力を得るなど開かれた施設にします。
- (2) 定期的に地区高齢者の方々をデイサービス1日体験に招待し交流を図ります。
(配食サービスの試食会実施など)
- (3) 地域の催しに協力し、作品展に参加します。
 - ・ 南畑ふるさとまつり作品展、市民ホール作品展など。
- (4) 地域の幼稚園児、小学生などを招いて交流の機会を設けます。

ヘルパーステーションむさしの

4月よりの介護保険法改正に伴う利用者の新予防給付への移行を踏まえ、現在のサービス内容やサービスの提供方法等を見直しつつ新システムを受け入れていきます。地域性の影響もあり、なかなか地域内での利用者獲得が推進できない状況ですが、現在のケースを大切に地域から受け入れられる事業へと努力を重ねていきます。

本年度の目標と内容

1 居宅サービス計画に基づいて訪問計画を作成し、適切なサービスの提供に努めます。

- (1) 身体介護や生活援助の時間と内容を見直し適正化を図ります。
- (2) 利用者の気持ちを尊重し、満足のいくようなサービスに努めます。
- (3) 利用者のできることを大切に、ともに活動するなどできる限りその能力を維持・向上させるような援助を目指します。

- (4) サービスに対する利用者や家族の意見を把握、サービスへ反映させていきます。
- 2 ヘルパー従事者の育成やサービスの質向上に努めます。
- (1) 内部研修や外部研修など計画的に研修を行い、専門知識・技術を高めることを図ります。
- (2) ヘルパーとの密な報告・連絡・相談の体制をとり、連携していきます。
- (3) 健康診断を定期的に行い、ヘルパーの活動環境を整えます。
- 3 地域での利用者確保に努めます
- (1) 事業広告の配布、事業所訪問などをこまめに行います。

在宅介護支援センター

当センターが設立して3年が経ちました。振り返ってみると、地域における当センターの知名度も向上してきました。

以前より利用者の「住み慣れた地域や家で長く暮らしたい」という声は聞かれていましたが、最近では「誰の世話にもならず元気に暮らしたい」ということも加わるようになりました。

また行政も今後の高齢者福祉の政策として、高齢者が住み慣れた地域でより長く、安全に暮らせるよう在宅高齢者を支える街づくりに力を入れてきています。

このような状況の中で、当センターでは出来る限り現在の生活を継続したいという利用者の声に応えるべく、本年度は下記のような事業を展開していきたいと思えます。

本年度の目標と内容

- 1 地域活動を進めることにより、地域内各組織との連携をはかる。
- (1) 安心ネットワーク会議の主催
- ・ 高齢者やその家族を地域で見守ることにより、介護や権利擁護などに関する問題発生の予防と早期発見を行い、速やかに援助の手をさしのべられるよう、地域内各組織と当センター及びそれぞれの相談機関が連携していくことで、高齢者が地域で安心して暮らせるようなネットワークの構築に努めます。
 - ・ 地区社協がある担当地域に関して社協が既に行っている『近隣助け合い事業』と構成員、内容が重なるため、同活動を安心ネットワーク会議と位置づけ、地区社協の会議に参加していくことで、地域内各組織との連携を深めていく。
- (2) 家族介護者教室の開催
- ・ 介護技術を学ぶことにより、在宅での介護に役立てていけるよう介護者教室を開催します。
 - ・ 現在地域の集会所を利用し開催している年6回の介護者教室を、本年度も継続して行います。
 - ・ 介護者教室を開催することにより啓発活動を行います。
 - ・ 介護者教室の開催に関しては広報への掲載や開催地区に対するチラシの配布による

広報活動を行います。

- ・ 介護者教室を通じて、家族の相談及び福祉サービス等の情報提供を行います。

(3) ふれあいサロンへの参加

- ・ 地域内各組織による独自の活動に参加することで地域との交流を図るとともに、連携を高めていく。
- ・ 各地域で行われている「ふれあいサロン」等の活動に参加し、その中で広報活動や相談に応じる事により問題の早期発見や必要な情報提供を行います。

(4) 実態把握調査の実施

- ・ 地域の要援護高齢者の心身の状況等の実態を把握するとともに、介護に関する需要の評価を行います。
- ・ サービスの必要な方に対し、関連機関との調整を図ります。

2 高齢者福祉に関わる相談業務を行います。

- (1) 介護に関する相談に対し、電話または面接により総合的な対応を図るとともに、必要に応じて訪問などによる助言及び指導を行います。
- (2) 各種の保健及び福祉サービスの利用に関する情報を提供し、その積極的な活用に関する啓発を行います。
- (3) 各種の保健及び福祉サービスの利用の調整または申請手続きの代行を行うことにより、当該サービス適用の便宜を図ります。

3 その他

- (1) 各種の保健及び福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護高齢者に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービスの利用の以降並びに今後の課題を記載した台帳を整備します。
- (2) 法改正に伴い、包括支援センターに移行していきますが、当センターでは移行に伴うサービスの調整を行います。

居宅介護支援事業所

4月の法改正に伴い、利用者及び関係各所で混乱が生じると予測されますが、当事業所ではサービスに影響をきたさない様に、関係各部署と調整を図りたいと思います。

この様な中で今年度は下記のように事業を展開していきたいと思います。

本年度の目標と内容

1 地域の在宅サービス提供者に関する情報の提供

市内のサービス提供事業者の情報を収集し、特徴を把握することにより、利用者に適したサービス提供事業者の選択を行えるようにします。

2 要介護高齢者のニーズに反映した居宅介護サービス計画の作成

- (1) アセスメントの実施により、利用者のニーズを見出し、目標を定めて介護計画を作成し

- ます。
- (2) 利用者や家族にサービス計画の内容を説明し、積極的な参加を促します。
- 3 サービス提供事業者との連絡調整
- (1) サービス計画の説明をし、サービス計画に沿ったサービス提供を行ってもらうよう調整を行います。
- (2) サービスが適正に行われているか、利用者に適した目標であるか等の再アセスメントを行い、必要時には新たなサービス計画の立案を行います。
- 4 要介護認定などに関する申請
- 各種サービスに関わる手続きの代行申請を行います。

栄養課

1 基本方針

厨房内の業務のムリ、ムダ、ムラを見直し有効的に新調理システム（真空調理法、クックチル、クックサーブ）を実施するように努めます。

- (1) 利用者の嗜好をできる限り考慮し、食嗜好調査や毎日の残菜調査をもとに献立作成を行うように努めます。
- (2) 欠食や食事量が少ない利用者に対し、できる限り個人対応で補食や別の食事を提供できるように努力します。
- (3) 食事の盛り付け等にも気を配り、味、見た目です喜んでいただける食事作りに努めます。

2 調理作業のマニュアル化

新調理システムの作業のマニュアル化により、誰が作っても同じ味で、同じ状態に調理できるようにします。さらに作業効率のアップに努め、より安全でおいしい食事提供ができるよう努力します。

3 献立作成

季節感のある献立、利用者の嗜好を反映させた献立作成に取り組みます。

4 内部研修

栄養課職員及び介護職員は定期的に特別食や衛生管理等、職員のスキルアップにつながる研修を行います。

5 行事食

- (1) 行事食は施設年間行事に準じて献立作成を行います。季節感ある食材を使用し盛り付けや味付けにも利用者の満足が得られるように努めます。
- (2) 各ユニットで行う行事に対しては、ユニットの行事起案に基づいた行事食の提供を行い

ます。

(3) 月1～2回はバイキング食を行い、利用者に食事への楽しみを提供していきます。

6 栄養ケアマネジメント

管理栄養士を中心に他職種と協同しながら栄養ケアマネジメントを充実させます。

7 配食サービス事業

- ・真空調理法を有効活用し、安全・衛生的な食事の提供に努めます。
- ・必要な方に、必要なサービスを柔軟且つ迅速に、又適切に提供し自立生活を支援します。
また、常に誠意を持って応対し、質の高いサービスを提供し、地域の福祉サービスの拠点として信頼頂ける存在となり地域社会に貢献します。
- ・施設側での食事配達を積極的に行い、利用者の安否確認を行うようにします。